

○国土交通省告示第六百四十六号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号。以下「法」という。）第二十条の規定に基づき事業の認定をしたので、法第二十六条第一項の規定に基づき次のとおり告示する。

平成二十四年五月三十日

国土交通大臣 前田 武志

第1 起業者の名称 国土交通大臣及び東日本高速道路株式会社

第2 事業の種類 一般国道468号新設工事（有料道路名「首都圏中央連絡自動車道」新設工事・埼玉県桶川市大字上日出谷字殿山地内から同市大字五丁台字上地内まで）並びにこれに伴う県道及び市道付替工事

第3 起業地

1 収用の部分 埼玉県桶川市大字上日出谷字殿山、大字加納字大加納、字峯、字西、字笹原及び字原、赤堀一丁目、大字舎人新田字護摩堂沼並びに大字五丁台字上地内
埼玉県北本市大字下石戸下字二ツ家下耕地、大字下石戸上字東原、二ツ家三丁目、二ツ家四丁目、中丸七丁目及び中丸八丁目地内

2 使用の部分 埼玉県桶川市大字加納字大加納、字峯、字西、字笹原及び字原、赤堀一丁目、大字舎人新田字護摩堂沼並びに大字五丁台字上地内
埼玉県北本市中丸七丁目及び中丸八丁目地内

第4 事業の認定をした理由

申請に係る事業は、以下のとおり、法第20条各号の要件をすべて充足すると判断されるため、事業の認定をしたものである。

1 法第20条第1号の要件への適合性

申請に係る事業は、埼玉県桶川市大字川田谷字大沼地内の桶川北本インターチェンジから、久喜市菖蒲町上大崎字中手城地内の白岡菖蒲インターチェンジまでの延長10.8kmの区間（以下「本件区間」という。）を全体計画区間とする「一般国道468号新設工事（有料道路名「首都圏中央連絡自動車道」新設工事）並びにこれに伴う県道及び市道付替工事」（以下「本件事業」という。）のうち、上記の起業地に係る部分である。

本件事業のうち、「一般国道468号新設工事（有料道路名「首都圏中央連絡自動車道」新設工事）」（以下「本体事業」という。）は、道路法（昭和27年法律第180号）第3条第2号に掲げる一般国道に関する事業であり、また、本体事業の施行により遮断される県道及び市道の従来機能を維持するための付替工事は、それぞれ同条第3号に掲げる都道府県道及び同条第4号に掲げる市町村道に関する事業であり、いずれも法第3条第1号に掲げる道路法による道路に関する事業に該当する。

したがって、本件事業は、法第20条第1号の要件を充足すると判断される。

2 法第20条第2号の要件への適合性

本件事業は、国土交通大臣及び東日本高速道路株式会社による合併施行事業であるところ、一般国道の新設は、道路法第12条の規定により国土交通大臣が行うものとされており、本件区間は、同法第13条第1項の指定区間に該当し、また、高速道路株式会社法（平成16年法律第99号）第2条第2項に規定する高速道路の新設については、道路整備特別措置法（昭和31年法律第7号）第2条第4項に規定する会社は、同法第3条第1項の規定により、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法（平成16年法律第100号）第13条第1項に規定する協定を締結し、国土交通大臣の許可を受けて行うことができるとされているところ、東日本高速道路株式会社は、平成18年3月31日付けで独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構と本件区間の新設に関する協定を締結し、同日付けで国土交通大臣から本件区間の新設に関する許可を受けていることなどから、起業者である国土交通大臣及び東日本高速道路株式会社は、本件事業を遂行する十分な意思と能力を有すると認められる。

したがって、本件事業は、法第20条第2号の要件を充足すると判断される。

3 法第20条第3号の要件への適合性

(1) 得られる公共の利益

一般国道468号（首都圏中央連絡自動車道。以下「圏央道」という。）は、東京都心から半径約40kmから60kmの間に位置する神奈川県横浜市及び厚木市、東京都八王子市及び青梅市、埼玉県川越市、茨城県つくば市、千葉県成田市及び木更津市等の都市を環状に結び、また、首都圏から放射状に伸びる高速自動車国道等と相互に連絡することにより、東京都心部への自動車交通の集中により生じる交通混雑の緩和、東京都心部への一極依存構造から業務核都市等の拠点的な都市を中心とした自立性の高い地域の形成、環状で結ばれる都市相互の機能分担及び連携交流を行う分散型ネットワーク構造への再編整備による首都圏全体の調和のとれた発展等を目的とする延長約300kmの自動車専用道路である。

本件区間とおおむね並行する主要幹線道路としては一般国道16号があるが、本件区間に対応する区間（以下「現道」という。）は、さいたま市及び上尾市の既成市街地を通過していることなどから、地域住民等による地域内交通と物流等による通過交通とがふくそうし、慢性的な交通混雑が発生するなど、主要幹線道路としての機能を十分に発揮していない状況にある。

平成22年度道路交通センサスによると、現道の自動車交通量は、さいたま市北区今羽町地内で81,830台／日であり、混雑度は2.37となっている。

本件事業の完成により、高速自動車国道関越自動車道新潟線（以下「関越自動車道」という。）と高速自動車国道東北縦貫自動車道弘前線（以下「東北自動車道」

という。)とが連絡されるとともに、既に供用済み又は供用予定である圏央道等と一体となって、広域的な高速交通ネットワークが形成され、自動車交通の高速化及び定時性の確保による広域的な利便性が向上し、物流の効率化等により地域経済の活性化に寄与することが認められる。また、埼玉県東西を結ぶ新たな自動車専用道路として、現道が担っている幹線交通を本件区間が分担することにより、現道の交通混雑の緩和が図られるなど、安全かつ円滑な自動車交通の確保に寄与することが認められる。

なお、本件事業が生活環境等に与える影響については、都市計画手続において、都市計画決定権者である埼玉県知事が、「環境影響評価の実施について」（昭和59年8月閣議決定）等に基づき、平成8年3月に環境影響評価を実施しており、その結果によると、大気質等については環境基準等を満足すると評価されており、騒音については環境基準を超える値が見られるものの、遮音壁の設置により環境基準を満足すると評価されている。また、計画交通量の見直し及び環境影響評価以降に新たに得られた知見を踏まえ、起業者が平成23年8月に環境影響評価法（平成9年法律第81号）等に準じて、任意で環境影響評価の照査を実施したところ、騒音については遮音壁の設置等により環境基準を満足するとされていることから、起業者は本件事業の施行に当たり、当該措置を講じることとしている。

したがって、本件事業の施行により得られる公共の利益は、相当程度存すると認められる。

(2) 失われる利益

上記の環境影響評価その他の調査等によると、本件区間内及びその周辺の土地において、動物については、文化財保護法（昭和25年法律第214号）による天然記念物であるシラコバト、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成4年法律第75号）における国内希少野生動植物種であるオオタカ等が確認されている。このうち、オオタカについては、営巣が確認されていることから、起業者は専門家からなる検討会等を設置しており、専門家の指導助言を受け、必要な保全措置を講じることとしている。シラコバトについては、営巣が確認されておらず、計画路線の周辺には同様の生息環境が多く存在していることなどから影響は少ないと評価されている。

なお、本件区間内の土地には、文化財保護法による周知の埋蔵文化財包蔵地が16箇所存在するが、このうち13箇所については発掘調査が完了しており、現地保存が必要な遺構等は確認されていない。起業者は、残る3箇所についても埼玉県教育委員会との協議により、必要に応じて記録保存等の適切な措置を講じることとしている。

したがって、本件事業の施行により失われる利益は軽微であると認められる。

(3) 事業計画の合理性

本件事業は、関越自動車道と東北自動車道を連絡することなどにより広域的な高速交通ネットワークを形成し、現道の交通混雑の緩和等を図ることを主な目的として、道路構造令（昭和45年政令第320号）による第1種第2級の規格に基づく4車線の自動車専用道路を建設する事業であり、本件事業の事業計画は、道路構造令等に定める規格に適合していると認められる。

また、本体事業の事業計画は、平成8年4月5日に都市計画決定された都市計画と、道路幅員等を除き、基本的内容について整合しているものである。

さらに、本体事業の施行に伴う県道及び市道の付替工事の事業計画についても、施設の位置、構造形式等を総合的に勘案すると適切なものと認められる。

したがって、本件事業の事業計画については、合理的であると認められる。

以上のことから、本件事業の施行により得られる公共の利益と失われる利益とを比較衡量すると、得られる公共の利益は失われる利益に優越すると認められる。したがって、本件事業は、土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものと認められるため、法第20条第3号の要件を充足すると判断される。

4 法第20条第4号の要件への適合性

(1) 事業を早期に施行する必要性

3(1)で述べたように、埼玉県内外を結ぶ自動車交通の高速化及び定時性の確保のため、広域的な高速交通ネットワークを早期に整備するとともに、できるだけ早期に現道の交通混雑の緩和等を図る必要があると認められる。

また、久喜市長を会長とする首都圏中央連絡道路建設促進期成同盟会等より、本件事業の早期完成に関する強い要望がある。

以上のことから、本件事業を早期に施行する必要性は高いものと認められる。

(2) 起業地の範囲及び収用又は使用の別の合理性

本件事業に係る起業地の範囲は、本件事業の事業計画に必要な範囲であると認められる。

また、収用の範囲は、すべて本件事業の用に恒久的に供される範囲にとどめられ、それ以外の範囲は使用としていることから、収用又は使用の範囲の別についても合理的であると認められる。

したがって、本件事業は、土地を収用し、又は使用する公益上の必要があると認められるため、法第20条第4号の要件を充足すると判断される。

5 結論

以上のとおり、本件事業は、法第20条各号の要件をすべて充足すると判断される。

第5 法第26条の2第2項の規定による図面の縦覧場所 埼玉県桶川市役所及び北本市役所